

## 船舶事故調査報告書

令和2年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和元年7月18日 03時30分ごろ
発生場所	北海道羅臼町 <sup>まつのり</sup> 松法漁港 松法港南防波堤灯台付近 （概位 北緯43°59.2′ 東経145°09.9′）
事故の概要	漁船第十八千代丸 <sup>ちよ</sup> は、出航中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月18日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八千代丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-108280（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に凹損 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 霧、風 ほとんどなし、視程 約20～30m 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期 日出時刻：03時52分ごろ 羅臼町には、6月19日02時30分に濃霧注意報が発表され、本 事故時も継続中であつた。
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、操業の目的で、西防波堤東端及 び南防波堤南端とで構成される松法漁港の港口に向け、霧により視界 が制限されていたので、ふだんより減速した約5ノットの対地速力で 手動操舵により南進した。 本船は、船長が、操舵室右舷側で立った姿勢で操船に当たり、船首 方を照らすサーチライトにより西防波堤東端至近を通過したことを確 認したが、南防波堤南端を確認しないまま、漁場へ向けて左転を始め た後、操舵室左舷側に設置されたレーダーの電源を入れようとして、 視線をレーダーに向けていたところ、南防波堤南端付近に衝突した。
分析	本船は、濃霧注意報が発表されていた状況下、松法漁港を出航中、 船長が、南防波堤南端を確認しないまま、左転を始めた後、レーダー の電源を入れようとして視線を左方に向けていたことから、南防波堤 南端に接近していることに気付かず、船首が同防波堤に衝突したもの と考えられる。
原因	本事故は、夜間、濃霧注意報が発表されていた状況下、本船が松法 漁港を出航中、船長が、南防波堤南端を確認しないまま、左転を始め た後、レーダーの電源を入れようとして視線を左方に向けていたた

	<p>め、南防波堤南端に接近していることに気付かず、本船船首が同防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船者は、濃霧で見通しの悪い中、港口を通過する際、周囲にある構造物を十分に確認するなど、常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ また、出航前にレーダーの電源を入れておくこと。</li></ul>